

平成30年 第12回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第12回総会
- 2・日時 平成30年12月3日(月) 午後13時30分～14時40分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件
- 議案第4号 非農地証明願いについて 2件
- 届 出 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 1件

その他

5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	川尻 宗代	6	○	山口 則久
2	○	古川 法秋	7	○	廣 和隆
3	○	山口 輝雄	8	○	堀 哲男
4	○	田代 美由紀	9(副会長)	○	岩永 嘉之
5(会長)	○	藤 俊信			

最適化推進委員

百武 孝	福田 美登志	佐藤 春孝	—
福島 晴人	力武 善次	—	田代 修一

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成30年第12回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さんこんにちは。今日は雨の中にご出席いただきましてありがとうございます。農家の方は雨が降って何もすることがなかったと言われる方もいらっしゃるかとおもいますが、先ほど事務局長も申し上げましたが、先の農業まつり、また、前夜祭が盛会に出来良かったと思っています。そして、皆さん方の参加していただきありがとうございます。昨年の前夜祭は模様しものがあり父兄の方々の参加が多かったように思われますが、今年は模様しものが少なく昨年より若干参加者が少なく感じたところでした。

私ごとですが、先月末の29日と30日に全国会長大会に行っておりました。初日は、会長大会で翌日が年金セミナーでした。その年金では、事例として農家の女性の皆さんの加入推進について強調されていました。なかなかご存じないという方々が多いという事で、50代でも十分加入出来るという事で農家の奥様方の推進をお願いしたいという事でした。また、国会議員の方々への陳情を予定されていましたが、選挙の告示で取り止めになり陳情出来ませんでした。

本日も、審議事項慎重に審議をお願いします。

○事務局

只今の出席委員は9名中9名です。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長（会長）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、4番（田代美由紀）、6番（山口則久）委員をお願いします。

日程第2 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

今回の件は、両者にて所有権移転についての話が出来たということからの申請です。

○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○7番委員

申請地は、〇〇〇の農地となります。

航空写真上で①は、町道の点滅信号から西へ300メートルほど行った道沿いの右側の土地で、②③④は、〇〇地区と〇〇地区の間の圃場整備を施した農地となります。既に譲受人が耕作されていて問題ないかと思われます。

○議長（会長）

私の担当地域でもありますので補足説明を行いますと、譲受人さんは非常に真面目な方で農業もしっかり行われています。自宅も近く耕作するに当り場所もいいところかと思われます。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

畑として維持が出来ないのでクヌギを植林したいという事です。

○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○4番委員

申請地は、楠木原の農地となります。

隣接には圃場整備された農地が広がっていますが、申請地は圃場整備農地よりも一段低い場所になります、航空写真を見ますと分かりますように北側は山に隣接し植林という計画には日当たりもよく問題ないかと思われます。

○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○6番委員

東側にも農地があるようですが、ここへの影響はありませんか。

○事務局

畑として耕作はされていますが、距離的にある程度あるのと東側農地が高くなっています。

○議 長（会長）

航空写真では東西南北はどのような位置にありますか。

○事務局

写真上が北になります。クヌギですので極端に高くはならないので日当たりでの影響はないかと思われます。

○議 長（会長）

隣接同意もありましたよね。

○事務局

あります。

○議 長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請2番について議題とします。関連がありますので議案第3号農地法第5条の規定による許可申請1番についても同時に審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

住宅建設時に農地への進入路が狭かったことから設けてあり、追認となります。

～議案書を朗読～

他県から大型RV車やキャンピングカーでの利用客が増え駐車場が不足したことからの申請です。

○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○9番委員

申請地は、〇〇の農地となります。

〇〇〇線沿いの〇〇〇の隣接地となり、有田地区委員も全員にて確認を行っております。追認については、写真でもわかりますように一部舗装されています。5条での申請地の南側には水田として耕作されていますが、水路の確保も計画も出来ていて問題ないかと思われます。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○6番委員

航空写真に記載されている①の土地利用されるということですが、別に売買されるんですか。

○事務局

この土地に関しましては、〇〇〇他1名となっていますので通行同意を得ています。

○議長（会長）

土地の価格が安いようにも思えますが。

○事務局

聞いたところによりますと、〇〇〇さんは土地持ち非農家で自ら耕作されず不耕作地となっていたのではないのでしょうか。

○議長（会長）

他にありませんか。

○最適化推進委員（百武）

ため池がありますが、〇〇〇脇をとおり県道を横断し先の圃場へと注いでいると思われませんが、生産組合との水路に関しての確約等が取れているのでしょうか。

○9番委員

地元を確認したところ、使用されている方々が集まって協議をされたと言う事です。

○最適化推進委員（百武）

断面図と平面図を見ますと、右側にフェンスとか土留めとかしてありますが、水路に関して記載がないようですが。

○事務局

B-B断面上に土留ということコンクリートブロックその上にフェンスとあるわけですが、ここが丁度、右側に水路があります。書いてはないんですが現地には水路があり、水路管理のために横に歩ける幅の道があります。高さ的にも問題なく、一輪車を引いて行くことも可能です。水路があって管理道があって〇〇〇敷地があります。

○9番委員

一度、水路に蓋をかけてという話も出たようですが、地元が管理が難しくなると反対されたと言うことです。

○議長（会長）

地元と十分協議をされているという事です。

他にありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は別々に行います。

議案第2号申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請2番について、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして議案第3号申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請1番について、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請2番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

本件は、圃場整備済み的一种農地を転用されます。通常転用できない農地になりますが今回の許可基準は農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設、その地域の農業従事者を相当数安定的に雇用することが確実な施設（農業者の家族も含む）を適用されています。そのため雇用者に占める割合が3割以上となるように町と協定を結んであります。

○議長（会長）

説明がおわかりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○3番委員

申請地は、〇〇〇の農地となります。

国道202号線、〇〇〇の交差から西方面へ上がり〇〇〇入り口から南へ入った場所となります。圃場としては広い農地となります。

〇〇〇は、既に工業団地内にて創業されていて手狭になったという事から敷地を探されていたと言う事です。申請者同意と地元としても雇用が生まれるのであればいいことではないかと思えます。

○議長（会長）

古川委員、補足説明はありませんか。

○2番委員

今年の3月に地元区民を公民館に集まっていたき、〇〇〇さんが来られ説明がありました。当初は、ここではなく武雄・嬉野辺りで候補地を探されて

いたと言うことですが、丸〇〇の本社工場が現在の工場になっていて〇〇〇でどちらか土地がないでしょうかと話がありました。今回の申請地から本社工場とは150メートルほどの距離で一番いいだろうという話になり、同席された地権者の皆さんも快く承諾され部落の皆さんの反対もありませんでした。場所も〇〇〇の一番南側で、圃場の広さはあるんですがこの農地一角がポツンとしています。我々が耕作しています中山間の農地とは違って2反以上あったりと羨ましい限りですが、条件的には〇〇〇のはずれにあり今の工業団地にも近い立地にありますし、また、地元の農家さんの息子さんとかの雇用場所が出来ると賛成が多かったです。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○事務局

補足ですが、先の古川委員さんの補足となりますがこの場所は多面的機能交付金の対象農地となっていました、〇〇〇からその土地の補助金返還が国・佐賀県・町へ対しての返還手続き中です。

○議長（会長）

手続きを行えばいいんですよね。

○事務局

多面的の場合は該当農地分を遡って返還となります。中山間が返還になった場合はその地域全部です。

○7番委員

会社は何をされる会社ですか。

○事務局

金属の表面加工。レイデント処理といって表面の防錆、メッキとは違った処理と聞いています。

○7番委員

工場排水等は。

○7番委員

とても綺麗だと社長さんが自慢げに説明会で説明されましたよ。

○事務局

事務局が聞いたところでは、工場廃液は外部には持ち出さず層に溜めて搬出処理を行うという事です。だから、排水されるのは雨水と食堂とかトイレの水が浄化槽を通して出て行くと聞いています。

○議長（会長）

他にありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請2番について、許可相当として、また、3,000ヘイバイを超える案件のため、佐賀県農業会議の常設審議委員会で意見徴収した後で、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請3番について議題とします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

遊技場とありますが、園庭のことです。現在70センチほど低い土地になっていますが高さは変えずに利用されるそうです。

○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○4番委員

申請地は〇〇〇の農地となります。

国道202号線沿いの〇〇〇入り口左側の農地で、現在使用されている駐車場と国道との間に申請地があります。申請地が低いことから国道から気づきにくいところです。以前は畑作もされていましたが、形状が形状で使用しづらいと聞いていましたので〇〇〇側からの申出で有効活用されると言われていました。問題ないかと思われます。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○6番委員

駐車場と申請地の段差はどれくらいですか。

○事務局

駐車場とすると70センチほどあります。国道側からもほぼ同じくらい下がっています。

○議長（会長）

駐車場を拡張されるとかな。

○事務局

今の計画では遊戯場として利用される計画です。

○6番委員

国道傍なんで価格も高いですね。

○事務局

田んぼとしての価格だと高いきもしますが、へいべいの9,000円、坪の29,000円くらいで宅地の価格としたら安いのでは。

○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号 申請3番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請3番について、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号非農地証明願い申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

現地は駐車場と小屋が建っています。

○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○8番委員

申請地は〇〇〇の農地となり、〇〇〇旧道の〇〇〇から〇〇〇方面へ100メートルほど行ったところから右折した三軒目のお宅が申請地となります。

① 以前、宅内で牛を飼っておられたということで放牧場として利用されていたと言う事です。牛舎移転に伴い使用しなくなり宅内への進入路として使用されるようになっていました。②は、玄関前に建ててあり現在も倉庫として利用されています。宅内で他の方への迷惑もかかるといけないので問題ないかと思われまます。

○議長（会長）

地元委員の福田委員、補足説明がありましたらお願いします。

○最適化推進委員(福田)

周囲に影響がある場所ではないので問題ないかと思われまます。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請1番について、許可されました。

続きまして、議案第4号非農地証明願申請2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

8月の総会で太陽光発電の許可を受けられた土地の北側になります。現地は山林になっています。

○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

○4番委員

申請地は、〇〇〇の〇〇〇交差点から西へ登り太陽光が設置された奥になります。航空写真を見ましても分かりますように山林化している状態ですので何ら問題はないかと思われまます。

○議長（会長）

地元の山口委員補足説明がありましたらお願いします。

○3番委員

申請代行されています行政書士より連絡があり始めて知ったわけですが、山林化していますので何ら問題ないかと思われまます。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請2番について、許可されました。

続きまして、報告事項の18条の合意解約について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

借受人の〇〇〇さんが、〇〇〇へ帰られるということから解約されます。

○最適化推進委員（百武）

私の地元ですが、不耕作地で荒れ放題の土地を復元され作付けをされ地元としても助かっています。この解約にて、又、荒れ果てるのではないかと懸念されます。

○事務局

推進委員さんとも今後について相談したいと思っています。

○議 長（会長）

今後の対応よろしく申し上げます。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、その他、ございませんか。（なしの声）

これにて、平成30年第12回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、1月7日（月）の予定です。

（閉会）

総会 14時40分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 4 番

署 名 6 番

書 記 永尾 由美子

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。

※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。